

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-2
処分の種類	旅行業者等への業務改善命令			
根拠法令条例等・条項	旅行業法第18条の3			
処分の概要	旅行業者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行業者に対し業務改善を命ずることができる			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】旅行業法第18条の3			
基準の制定根拠	-			